

令和 2 年度 事業報告書

1 一般財団法人近畿貸切バス適正化センターの組織（令和 3.3.31 現在）

○名称

一般財団法人 近畿貸切バス適正化センター

○住所

大阪府寝屋川市高宮栄町 1 2 番 1 1 号

○代表者

会長 東 真也

○事務局

首席適正化事業指導員 1 名・適正化事業指導員 5 名・事務員 2 名 計 8 名

2 理事会・評議員会・諮問委員会

○理事会（理事 5 名・監事 1 名）

代表理事・会長 東 真也 【元（一社）大阪バス協会会長・元南海バス(株)社長】

○評議員会（7 名）

評議員長 岡野英伸（近畿大学経営学部教授）

○適正化事業諮問委員会（6 名）

諮問委員長 西村 弘（関西大学社会安全学部教授）

3 理事会・評議員会・諮問委員会の開催

(1) 理事会

○令和 2 年度第 1 回理事会開催

日 時 令和 2 年 6 月 5 日（金） 10 時 00 分～

場 所 中央電気倶楽部 3 1 5 号室

議 題

- ① 令和元年度事業報告について
- ② 令和元年度決算報告について
- ③ 理事の選任について（新任）
- ④ 評議員の退任及び選任について
- ⑤ 慶弔見舞金細則の制定について
- ⑥ その他

○令和 2 年度第 2 回理事会開催

日 時 令和 3 年 2 月 22 日（月） 10 時 30 分～

場 所 中央電気倶楽部 2 1 3 号室

議 題

- ① 令和 3 年度の適正化事業に係る事業計画、収支予算及び資金計画について
- ② 令和 3 年度の負担金の額及び徴収方法について
- ③ 理事の退任及び選任について
- ④ 諮問委員の退任及び選任について
- ⑤ 諮問委員会への諮問及び評議員会の開催について
- ⑥ その他

(2) 評議員会

○令和 2 年度定時評議員会開催

日 時 令和 2 年 6 月 1 2 日(金) 1 3 時 3 0 分～

場 所 中央電気倶楽部 3 1 5 号室

議 題

- ① 評議員の退任及び選任について
- ② 令和元年度事業報告について
- ③ 令和元年度決算報告について
- ④ 理事の選任について(新任)
- ⑤ その他

○令和 2 年度評議員会開催

日 時 令和 3 年 3 月 1 2 日(金) 1 4 時 0 0 分～

場 所 中央電気倶楽部 2 1 3 号室

議 題

- ① 令和 3 年度適正化事業に係る事業計画、収支予算及び資金計画について
- ② 令和 3 年度の負担金の額及び徴収方法について
- ③ 理事の退任及び選任について

(3) 適正化事業諮問委員会

○令和 2 年度適正化事業諮問委員会開催

日 時 令和 3 年 3 月 9 日(火) 1 4 時 0 0 分～

場 所 中央電気倶楽部 2 1 3 号室

議 題

- ① 令和 3 年度の適正化事業に係る事業計画、収支予算及び資金計画について
- ② 令和 3 年度の負担金の額及び徴収方法について
- ③ 諮問書及び答申書(案)について
- ④ その他

4 貸切バス適正化事業実施結果

(1) 巡回指導指定地域

大阪府・京都府・兵庫県・奈良県・滋賀県・和歌山県

(2) 巡回指導体制(事務局)

○平成29年8月16日

首席適正化事業指導員1名・適正化事業指導員2名・事務員2名・・・計5名

○平成30年6月1日)

首席適正化事業指導員1名・適正化事業指導員4名・事務員2名・・・計7名

○元年6月1日

首席適正化事業指導員1名・適正化事業指導員5名・事務員2名・・・計8名

○令和2年4月1日

首席適正化事業指導員1名・適正化事業指導員6名・事務員2名・・・計9名

○令和3年4月1日

首席適正化事業指導員1名・適正化事業指導員5名・事務員2名・・・計8名

(3) 巡回指導項目(計45項目) ◎は重点項目

① 事業計画等・・・・・・・・6項目

○主たる事務所・営業所の名称・位置

○営業所別配置車両数

○車庫の位置・収容能力

○乗務員の休憩、仮眠又は睡眠のための施設の位置及び収容能力

○ 同 上 施設の保守・管理

○名義貸し・事業の貸し渡し等の有無

② 帳票等の整備・報告等・・・・・・・・5項目

○事故の記録・保存

○自動車事故報告書の提出

○乗務員台帳の作成・保存

○車両台帳及び車検証(写し)の保管

○事業報告書・輸送実績報告書の提出

③ 運行管理等・・・・・・・・15項目

○運行管理規程の策定

◎運行管理者の選任・届出

○運行管理補助者の選任・届出

○運行管理者講習の受講

○事業計画に従った運転者の確保

◎過労防止に配慮した勤務時間・乗務時間の制定・運行計画の作成、休息期間の

適正な管理

- ◎点呼の実施・記録・保存
- 点呼時のアルコール検知器の使用
- 運転日報の記録・保存
- 運行記録計による記録・保存・活用
- 運行指示書の作成・指示・携行・保存
- ◎特定の運転者に対する適性診断
- ◎特定の運転者に対する特別な指導の実施・記録・保存
- ◎運転者に対する指導監督の実施・記録・保存
- 乗務員の服務規程

④ 運送引受書及び営業区域・運賃 3項目

- ◎運送引受書の作成・交付・保存
- 営業区域の遵守
- ◎届出済み運賃の適正收受

⑤ 車両管理等 5項目

- 整備管理規程の制定
- ◎整備管理者の選任・届出
- 整備管理者研修の受講
- 日常点検基準の作成・実施
- ◎定期点検基準の作成・点検整備記録簿の保存

⑥ 労働基準法等 3項目

- 就業規則の制定・届出
- 36協定の締結・届出
- ◎所定の健康診断の実施・記録・保存

⑦ 任意保険加入及び社会保険加入等 1項目

- 賠償責任保険等への加入

⑧ 苦情処理 1項目

- 旅客に対する取扱い、その他運輸に関する苦情を申し出た者に対する弁明

⑨ 運輸安全マネジメント等 3項目

- 安全管理規程の作成・届出
- 安全統括管理者の選任・届出
- 輸送の安全に関する情報の公表及び国への報告

⑩ その他 3項目

- 営業所への運賃・料金の掲示、運送約款の掲示
- 車両の表示（「事業者名」「貸切」）
- 車内に運転者名等の掲示・応急用器具等の備え付け

(4) 巡回指導実施結果（令和 2.6.9～令和 3.3.31）

府県名	巡回指導営業所数	指導項目「否」等の 営業所数	指 導 項 目
大阪府	71	28 (39%)	2.帳票等の整備・報告等 3.運行管理等 4.運送引受書及び営業区域 ・運賃 5.車両管理等 6.労働基準法等 7.任意保険加入等 10.その他
京都府	35	8 (23%)	2.帳票等の整備・報告等 3.運行管理等 4.運送引受書及び営業区域・ 運賃 5.車両管理等 6.その他
兵庫県	31	12 (39%)	2.帳票等の整備・報告等 3.運行管理等 4.運送引受書及び営業区域 ・運賃 5.車両管理等 6.労働基準法等 7.任意保険加入等 9.運輸安全マネジメント等

奈良県	14	9 (64%)	3.運行管理等 4.運送引受書及び営業区域 ・運賃 5.車両管理等 6.労働基準法等 7.任意保険加入等
滋賀県	23	7 (30%)	3.運行管理等 4.運送引受書及び営業区域 ・運賃 5.車両管理等 6.労働基準法等
和歌山県	16	8 (50%)	3.運行管理等 4.運送引受書及び営業区域 ・運賃 5.車両管理等 10.その他
計	190 (内バス協会員135) (内セーフティ77)	72 (38%) (内バス協会員 45) (内セーフティ 18)	3-58, 5-42, 4-17, 6-7, 2-6 7-4, 10-2, 9-1

※「指導項目」について、多い項目順及び主な指導の内容は次のとおり。

3. 運行管理等・・・58営業所
 - ・運転者に対する指導記録の保存のないものがあった。
 - ・特定の運転者に対する特別な指導記録の保存のないものがあった。
 - ・点呼の実施記録の保存のないものがあった。
5. 車両管理等・・・42 〃
 - ・定期点検記録簿の保存のないものがあった。
 - ・整備管理者に所定の研修を受けさせていなかった。
4. 運送引受書及び営業区域・運賃・・・17 〃
 - ・運送引受書の作成・交付・保存が適正でなかった。
6. 労働基準法等・・・7 〃
 - ・所定の健康診断を実施していないものがあった。

- 2. 帳票等の整備・報告等・・・6 //
 - ・乗務員台帳に必要な事項の記載漏れがあった。
// の保存・管理が適切でなかった。
- 7. 任意保険加入等・・・4 //
- 10. その他・・・2 //
 - ・営業所に運賃・料金の掲示がなされていなかった。
 - ・車内に社名表示がなされていなかった。
- 9. 運輸安全マネジメント等・・・1 //
 - ・安全管理規程の届出がなされていなかった。
 - ・安全統括管理者の選任届出がなされていなかった。

(5) 今後の課題等

- ① 巡回指導員のスキルアップ
- ② 二巡目巡回指導の効率・効果的な実施（二巡目は一昨年9月30日から実施）
- ③ 年1回管内の貸切バス事業者（国の監視対象となる事業者等を除く。）の営業所に対する巡回指導の実現
- ④ 巡回指導・負担金に関する貸切バス事業者の理解
- ⑤ 事業規模に合った好事例の紹介
- ⑥ 巡回指導結果について、その教訓の事業者への周知
- ⑦ その他

(6) 輸送秩序確立のための啓発・広報業務

- ① 貸切バス事業類似行為防止のための啓発活動（「白バス追放月間」に対する取り組み等・・・街頭等での啓発活動は、コロナ感染予防のため中止）
- ② 貸切バス事業者に対する輸送秩序維持のための啓発活動及び広報活動
- ③ 貸切バスに関する旅客からの苦情処理
- ④ 貸切バス事業の用に供する自動車の運転者の育成を図るための研修等

5 負担金の徴収業務

(1) 令和2年6月11日付けをもって、貸切バス事業者に対し、令和2年度の負担金の請求書発送（納付期限 2.7.10、納付猶予届出者は、2.9.30）

事業者数 442
営業所数 642
車両数 6,696 両
負担金請求額 . . 53,879 千円

(2) 令和2年11月16日付けをもって、令和2年度負担金未納事業者に対して、督促状（第1回目）の発送（納付期限 11.30）

未納事業者 7
未収入金 677 千円
・以降計 11 回督促状発送

(3) 令和3年3月31日現在の負担金納入状況等

- 事業者数 426
- 納入済事業者数 . . 434
- 未納事業者数 11
- 営業所数 608
- 車両数 6,166 両
- 負担金請求額 . . . 53,879 千円
- 負担金納入額 . . . 53,461 千円
- 未納入額 900 千円
- 正味財産 35,999 千円
 - ・ 指定正味財産 . . . 3,000 千円
 - ・ 一般正味財産 . . . 32,999 千円

以 上